

公認会計士三田会

講演：欧米の最近の監査事情について

商学部 会田義雄教授

まえがき

昨年9月、公認会計士三田会が発足して
から、世話人の中で会の事業活動について
の検討が行われて来たのであるが、5月11
日の世話人会で、第一回の行事として塾の
商学部会田義雄教授をお招きして、「最近
の欧米における監査事情」というテーマで
講演会を開催することが決定された。

6月20日、あいにくの雨にもかかわらず
会場の銀座交詢社には約60名の会員の入場
があった。会場には講師の会田先生のほか
に塾監局から白神局長が来場された。

講演に先だって中村忠代表世話人の挨拶
があり、村山徳五郎代表世話人が会田先生
の紹介を行った。また会が終って先生への
謝辞と閉会の挨拶は宇野皓三代表世話人が
行った。

講演は当日の入場者に配付された詳細な
レジメの順序にしたがって行われたが、そ
の内容は以下のとおりである。われわれに
とって最も関心の強いアメリカの監査をめ
ぐる諸事情について最新の情報が盛られて
おり、また普段あまり紹介される機会の少
ないカナダやヨーロッパ諸国の監査や商事
法令、会計士業界の実態などについても貴
重な報告がなされている。当日来場されな
かった会員諸兄も是非御一読されたい。

(編集担当— 森重)

<目 次>

はじめに	2
I アメリカの事情	2
一. その特徴	3
二. CPA業界の実態	4
三. 会計士協会の動向	5
四. 最近の監査のトレンド	6
五. 若干の問題点	7
II カナダの事情	8
一. その特徴	9
二. カナダの会計事情	9
三. 会計士の事情	10
四. カナダの商法監査の特徴	10
III イギリスの事情	11
一. 総論	11
二. イギリスの会計士事情	11
三. 監査法人の巨大化	13
四. 会社法における監査制度	15
五. イギリス監査の特徴と動向	15
IV 西ドイツの事情	17
一. 会計士の事情	17
二. 商法上の決算監査人制度	17
三. 監査基準の改訂	18
V フランスの事情	18
一. 会計士の事情	18
二. 商法上の監査	19
三. 最近のソーシャルオーディットの内容	19
VI イタリアの事情	19
VII ベルギーの事情	20
VIII フィンランドの事情	21



会田 義雄 教授

ただいま御紹介にあずかりました会田でございます。

最初に、「公認会計士三田会」の誕生について、お祝いを申し上げたいと思います。かねてからそういうお話は聞いており

ましたが、日本に複式簿記原理を導入された福沢先生、「帳合の法」を翻訳出版された福沢先生の慶応義塾において会計学を担当している者の一人として、この三田会が創立されましたことを、心からお祝い申し上げます。

はじめに

一年間の海外留学から帰国しましてから、この会の世話人村山先生から、欧米の最近の監査事情ということで話をしてくれと頼まれました。最初は「お祝い」という意味合いから気軽に引き受けをしたものの、考えてみたらいろいろ障害があります。第一に、監査事情ということになりますと、私の方はむしろ素人です。学校におきましても、会計学あるいは連結財務諸表などを講義しておりますが、監査については、むしろ先生の方が御専門で、私の方はいろいろ教えてもらうべきではなかろうかと……。そういうことで、引き受けをしたものの、皆様方に少し会計理論の方をこの席で指摘でもして貰おうかと考えて出て参った次第です。またかねて国際会計基準を比較研究しているという立場から、やはり監査事情も無関係ではないとも考えます。そういう意味で各国の事情について集めた資料を整理した次第です。

第二に言葉の障害もあります。各国の事情になりますと、フランス語は出てくる、イタリー語も出てくる。もちろん英語が主であります、ハー

バードにいたときも「You should give up」「もうあなたは、会話はあきらめなさい」と言われたこともありましたが、いろいろ統計があるんですが、11歳ぐらいで英会話を習うのが、一番能率的なんだそうです。20歳から1歳刻みに統計がありまして、サマースクールで英会話をやりましてどれだけ進歩するかという、明確な年齢ごとの向上の成績統計があるんですが、30歳を過ぎるともう「その他大ぜい」で、50歳を過ぎた人など統計もないわけで、「あきらめなさい」といわれましたが、強引にインタビューなどやってきたわけです。

幸いにして、白髪のプロフェッサーというためかあちこちで優遇されました。いまごろ笑ってる人もあるかもしれませんが、資料もたくさんいただきました。そういう関係から今回、整理しているわけです。一方年齢的にも、生理学的にももうそろそろ陳腐化の領域なんだそうですが、フランスのものを調べていますとイタリアのものどっちゃになりますし、ベルギーを調べているとフィンランドとどっちゃになりまして、なかなかうまく整理ができない、というのが第三の障害です。

そういうことできょうは、いま幹部の人たちから「おもしろい」話とか、あるいは「もう少しくだけた」話という要望がありましたもの前もって聞いていけばもう少し、そちらの失敗談などを整理しておいたのですが、可能な限り、ときどき雑音的に入れさせてもらいます。やはり、各国の事情を一応整理いたしましたので、また時間もございますので、責任を全うさせていただいて、むしろ細かな、専門的なことについては今後お教え願いたいというふうな気持ちで、以下、レジメに基づきましてお話しいたします。

I アメリカにおける事情

皆さんの中にはアメリカへ行かれたり、あるいはビッグ8の会計事務所に参画ないし就職されてる人もおられると思います。そういう意味では、む

しろ専門的に詳しい人がおられるわけですが、私なりに、ハーバードにいましたときに木曜、金曜日などにはしょっちゅうニューヨークへ出まして、アメリカ公認会計士協会へ行ったり、あるいはビッグ8に参りまして、たどたどしい英語で何回か、実態調査あるいはインタビューをいたしました。アメリカ人はとても親切で、ビッグ8のパートナーや会計士協会の人たちが資料をたくさん下さいましたので、いま、それを整理しているわけです。

一. 「その特徴」

最初に「アメリカの特徴」と申しますと、御存じのようにSECによる外部監査、1933年の証券法。これは日本における同じように、証券の流通過程よりはむしろ新規発行過程、すなわち有価証券届出書を中心とした取り締まり法規です。つぎの1934年の証券取引法に基づいて、いわば有価証券報告書、すなわち流通過程についての規制がなされており、それらに関連して外部監査人たる会計士監査の制度があります。

一方、会計士協会の方では従来、会計原則の設定とかあるいは監査基準の設定に立脚して、公認会計士の指導・助言あるいは規制に当たってきているわけです。そういう意味では、イギリス以下西ドイツ等々の株式会社の監査役を中心とした監査、あるいはイギリスでの公認会計士による監査役制度とは対照的に、SEC行政を中心としたアメリカ監査制度の特徴があるわけです。

2番目に「CPAの誇りと進歩の精神」にふれますが、アメリカの公認会計士は産業社会の言うなれば担い手であると自覚している者の多いのが注目されます。しかもアメリカは経済を基盤として、第二次大戦前後から世界の指導的役割りを果たしているとみられますが、その中における産業社会の担い手は公認会計士であるという、そういう自覚がときどき聞かされるほどです。

一方、プラグマチズムといいますが、実践での進歩の精神に基づいて、いわばパイオニアの精神

に基づいておりまして常に進歩している。ある人はそれを評して、「一步前進して二歩退歩」などとジョークをいう人もいましたけれども、常に進歩、あるいは常に変わろうとしている。御存じのように、APBオピニオンが30ぐらいいまで次から次へと発表され、公認会計士の先生方が評論家になってしまったとさえいわれました。日本の会計原則が幾ら出されましても、財務諸表規則とか、あるいは法令の中に入れられないと実践への基盤力は弱いわけですが、APBオピニオンの場合は、会計士協会がそれを発表すれば、直ちにそれに準拠していないと監査報告書で意見の限定を受けるというふうなわけです。しかも、それがビッグ8を背景として行われているというので、片よっているのではないかということからFASBができたと言われておりますが、いずれにしても、常に進歩をしてきていると、そういうふうな基調があります。

さらに、SECによる外部監査は公益の保護と投資家の保護、ことに投資家保護という観点から、ディスクロージャーの拡大を目指してきていると認められます。最近問題になっておりますようにインフレーション会計とか、あるいはリース会計とか、あるいはセグメント別の財務情報とか、常にディスクロージャー・システムの拡大という形をとってきていると認められます。

10Kのフォームでインフレーション会計等の資料を見ますと、ゼネラル・モーターズあたりの会社では136ページにも及ぶような龐大な“Form 10K”のAnnual ReportをSECに提示し、その中に3ページ分もリプレースメントコストの情報が記されてますが、株主に対するアニュアル・レポートは24ページとか25ページ程度です。そして雑誌等でそのコストの面からディスクロージャーの限界であるというふうな批判があるぐらいで、ディスクロージャーを通して投資家保護、それが同時に公益の保護になるというふうな姿勢がアメ

リカではにじみ出ております。

二. 「CPA業界の実態」

これについては「産業経理」の昨年の10月号でも取り上げましたが、10年ほど前に早稲田大学の亡くなられました日下部教授が調査されたものと比較いたしました。たとえば、公認会計士の数をみますと、AICPAの会員として入っている人は当時で5万4,000人と言われましたが、現在は大体12万5,000人です。会計士の資格を持っている人は17万人。それでも少ない、と言われるぐらい需要が非常に大きい。新しい職域が次から次へと開拓されているようです。日本と違って、税務業務、コンサルタント業務がその基盤にもあるわけですが、最近「職域拡大」のところで後にふれますが、中央、地方の政府財政の監査というような領域にも新しい職域が求められています。大きな事務所では——ピート・マーウィック・ミッチェル事務所にもたびたび参りましたが、そこでは各大学のトップの方から20%ぐらいの中から毎年1,500人ぐらい採っている。それで、2、3年中には会計士の試験に受かる人が相当多いと言っておりましたが、それでもなおかつ人手不足であると言われるぐらいに、今日においてはアメリカの産業社会のまさに担い手として会計士が位置づけられているようです。

株主総会などの質疑でも、弁護士の費用は多過ぎる、しかし会計士の費用は少な過ぎたんでは十分な監査ができない、という理由らしいのですが、会計士の報酬はこれでいいのか、というふうな質問が出るぐらいであるそうです。

次に「試験制度と日本人」という点についてみますと、アメリカの試験制度は、10年前のものに比較しましてそんなに変わってはいないのですが、登録の方は若干変わっております。ところで日本の公認会計士試験はこれまで通りでいいのか——実はカナダとか、イギリスあたりは、試験制度は相当変わっておるんですけれども、アメリカに関

してはそれほど変わってはおりません。ただ、日下部さんの本では「70点以上、合格」と言われているんですが、若干、科目別制度が入っております。75点以上です。ただ70点から74点までの間の分は、四回も審査をして69点のものと75点のものに分ける、というふうなことを言っておりましたから、ある見方をすれば、69点以下が不合格というふうにも見られるわけです。

最近では日本人で合格される人がなかなか多くて、慶応を出られた若い人も最近では相当合格されておりますが、幾つかの事務所を回った中で、「あと一つだから、じきに受かります」などという人もおられました。

最近大蔵省あたりで、互惠の取り扱いといいますが、日本ではアメリカの会計士の人に相当弾力的な試験制度でやってるんだから、日本人が向こうへ行く場合も同じように、というふうな考え方で、大蔵省の担当課長の方が努力されてるようですが、この問題についてカナダで調査をしたところによりますと、アメリカ人だからといってそれほど特別視しないと言っておりました。ビジネスロー、いわゆる会社法と税法についてはアメリカのそれと違うんだからといって、別個に試験を受けさせておりました。

一方ヨーロッパのEC内では、それぞれ互惠の取り扱いがいろいろな角度でなされているんですが、ここでは8カ国ものことをお話する予定なのでそういう細かな点は省略して先を急ぐことにいたします。

次に「メトカーフ・レポートの問題」というテーマを掲げておきました。日本の雑誌にも相当取り上げられましたけれども、特にビッグ8がやり玉にあがっているような問題です。

まず、たとえば、ニューヨーク証券取引所約1,500社の上場会社のうち93%のものが、ビッグ8に監査されている。またアメリカン証券取引所の調査では約1,100社ぐらいのうち76%の会社を

ビッグ8が監査していると分析する。一方、同じ会社について監査対象としながら税務顧問というか、税務相談を受けたり、さらにはコンサルタント業務を行っているじゃないかと——実は、その方が能率が上がることもあるわけですが、監査をしながら、いろいろ実情はわかりますから。かくして、税務相談にも応じた方が能率的にできるというふうなことで職域がどんどん広まってきたわけです。

他方、アメリカでのコンサルタント業も盛業でありまして、これを問題としたようです。ビッグ8はどんどんコンサルタント業務に、しかもコンピュータを使って非常に進出してきたというふうなことで、そちらの方から突き上げが上院議員の方であったというような話題もありました。

そういうような背景から、統計数値によりますと監査業務の方は、メトカーフのレポートにもありますように65%から70%前後の収入、税務が15%前後、コンサルタント収入が15%前後というビッグ8の事務所の収入実態です。ところで大きなピート事務所あたりは2万人を超える従業員というふうなことですから、パーセントでいきますと簡単に言えるわけですが、相当な収入を占めてきたということで、コンサルタントの収入が問題となったとみられます。

三、「会計士協会の動向」

次に会計士協会の動向として、まずメトカーフ・レポートに対応する動向があります。私もいろいろ調査したのですが、ビッグ8あたりは監査業務を行っても、あるいはコンサルタント業務を行っても独立性には関係ないんだというふうなハーバードの先生方の主張もありますし、ビッグ8にインタビューしましても、そういう主張が強く認められました。

しかし一方、上院議員の委員会があれだけ細かく調査し、レポートのマテリアルも1,760ページにも及ぶところから、これだけ大々的な調査をし

たのに何もしないということは、やはり問題になるだろうという感触も無視できないようです。

いろいろな対応策が考慮されているようですが、一つの考え方は会計士協会を二つに分けて、上場会社を監査している会員のもととそれ以外の会員の協会とに分けたらどうか、という案が検討されたり、あるいはメトカーフ・レポートは、会計原則の制定とか、あるいは監査基準の制定などを国家の手で行えなどというふうなことを言ってる背景も問題です。確かに、会計士協会とは独立してできたFASBも、財政面からみるとやはりビッグ8の背景が強いわけで、財政の基盤がそちらから出ているならばやはりそちらを向いてしまう、というふうな批判もあるわけです。そのFASBの背景になっている財団の構成がどうあるべきなのか、また募金なども大規模な会計事務所以外に広範囲になさるべきじゃないか。委員会のスタッフの出身も再検討されるよう体質改善の努力が進められている動向です。

さらに、「150余の委員会」と書いておりますが、10年前には会計士協会の委員会は55ぐらいありましたが、現在では160も設けられています。その中には最近問題の「社会的責任会計」を担当する委員会もありまして、ちょうどハーバードのチャーチル教授がそのチェアマンをやってまして、非常にたくさんの文献を読ませてもらいました。これもディスクロージャーと結びつけて、いろいろ話題になっているというのが実情です。

さらに「登録制度の改訂」。これは日下部さんの調査では、日本人が試験に受かった場合、アメリカでの居住権を持っているか、あるいは宣誓を行うことが必要だなどと書いてありましたが、その後ニューヨークの法律等が改正されていました。一番スッキリしていましたのはカリフォルニア州とニューヨーク州のものです。日本人が多いとこほど、日本人向けになるような改正がなされておりました。たとえば、アメリカ国民であることは

全く関係ない、あるいは住居もなくていいというふうな、いわば日本人が試験を受けて、そこで開業登録することは非常に容易なようなシステムになっておりました。

四. 「最近の監査のトレンド」

次に、最近の監査のトレンドとしまして、そこに幾つか掲げておきましたが、最初に、「粉飾と立会、確認」にふれます。これは、例のマッケソン・ロビンス会社の粉飾を契機として、アメリカの監査のキーポイントは、たな卸資産の監査の立会と売掛金や債務等に関する確認であると言われている特徴です。これについてはコンピュータの出現とか、あるいは企業の規模の拡大というふうな背景から近年、必ずしも厳格な立会とか、確認を詳細にするということは要求されないで、標本調査等に基づくいわば統計的な手法の利用も利用されていますが、立会・確認は基本的手続です。

それから2番目に「ピア・レビュー」のトレンドがあります。これはたまたま、アーサー・ヤング社やピート・マーウィックに行きましたときに話題とされてましたが、ピア・レビュー——同僚の監査です。たとえば、ピート事務所が一応監査したものを、アーサー・ヤングの人たちがもう一度別の側面から監査をする監査方式をいいます。ピート事務所には日本人のパートナーが2人おられまして、その人たちとも話をしたのですが、「実は、私の担当した分を見てるようです」などと言って、やはりナーバスになっておられました。

その昔、司法試験の試験委員で、もう亡くなられましたS先生——早稲田大学の教授でおられました——が同僚の採点にふれて曰く「私が採点した答案について、もう一度K先生が読まれる。何か私が採点されているような、非常にナーバスになってしまうんだ」と、言っておられた記憶がありますが、このことと同様の結果と思います。しかしそのためには相当な経費がかかるわけです。一度ピート事務所で見査したものをもう一度監査

し、ピート事務所は「アーサー・ヤングに、また50万ドル払った」といわれていました。監査料金が1けたもそれ以上も日本と違うからできるわけでしょうが、しかしその土壌として、いい監査料金を払ってれば優秀な監査がなされるんだという、そういう土壌があるからこそできるものと思います。日本において、それがどの程度なされ得るか。監査料金との関係もあって、やはり背景が問題かと思えます。

それから「パートナーの交代制」のトレンドがあります。これは幾つかの会社で、まだ全般的ではありませんが、パートナーの数といえましても400人、500人もパートナーがおられるビッグ8ですから、あるパートナーが5年間担当したものを別のパートナーにかわるというシステムです。これは、お互いに同僚でありながら内部牽制組織と同じことで、一人が独占的に業務をやれば問題が多いところから5年ごとに代わろうというものです。メトカーフ・レポートの言うように、独占していることが問題だとして、別の監査事務所にかえるということも一つの考え方かもしれませんけれども、パートナーがかわるということ自体、やはりチェックするということになるので、内部牽制と同じ原理と思います。同一の間違いを二人の人が行うことはないと言われますが、同時にチェックになるわけで、そういう監査態勢が最近、取り上げられております。

つぎに、「陳述書の利用」のトレンドにふれます。これは日本にもすでに紹介もされておりますけれども、ことに、たとえばロッキード事件等に見られるように、あるいはメトカーフが問題の契機となったのは鉄道会社のペン・セントラルの倒産の事例ですね。会社が倒産するごとに、殆んどの場合会計士が訴訟を起こされているようですが、ビッグ8のほとんどの会社は大体30件ぐらい訴訟事件をかかえている。「常に、在庫品で30件ぐらいある」と言われていました。大変じゃないかと

言ったんですけれども、「訴訟は大体終わるまでいかないで、ほとんど和解になります」と……。和解になるとしてもお互いに弁護士費用が大変じゃないか、と聞きますと、会社の方ではまた「大体われわれの利益は、弁護士さんと会計士さんのためにかせいでることが多い」と。そういうふうに割り切ってくださいならいいんですけれども、日本ではどこまで、そういう土壌になり得るか、問題かと思えます。

とにかく、公認会計士が会社にいろいろ質問した場合に、質問しっ放しではなくして、それをステートメントにしてもらう。たとえば、不正支出のケースがないとか、あるいは銀行からの保管証明書は全部そろえましたとか、あるいは地方の営業所へ行って質問した場合に、後でそれを文章にしてもらう、監査人あてのステートメントにもらうという、この方式がだんだん多くなってきている。これは、企業の規模が拡大した場合には、証拠からすれば大分弱いわけでしょうが、しかしその質問や検討、分析をした結果、ことに「何々はありません」という場合に、「ない」ということを立証することは、困難ですから。そこで経営者とが、あるいはその地域の責任者に陳述書にってもらうという、そういうシステムが相当進んでいるようです。

五. 「若干の問題点」

なお、最近のアメリカにおける若干の問題点として、私自身の経験で気づいたことを、いくつかそこに指摘しておきました。

Audit Committeeの問題——監査委員会の問題。これはニューヨーク証券取引所もSECも問題としておりましたが、アメリカの場合には日本の事情と違って、商法はそれほど詳細でない。せいぜい最近問題になっているのは、カリフォルニア州の会社法の改正問題程度でありました。そういうことで、日本ほど一つの国としての法律がしっかりしていないものですから、コモン・ローの背景で

次から次へと対策がとられやすいわけです。会計士の独立を高め、それから財務諸表の信頼性を高めるためには経営者と直接結びついては弱い。また、社外重役が多いところから社外取締役を中心として、その数人からなる監査委員会を、いわば取締役の中の一委員会としてつくって、そこで外部監査人の任命とか、あるいは監査範囲そのものについての指示とか、そういうことをしてもらおうというものです。一つのアイデアとしてはいいし、これはカナダでも取り上げられて、75年制定の法律の中にも入りました。

しかし、実際の運用面には問題があると、ハーバードのある教授がこの制度を分析しておりました。監査委員会の議長が、社長さんのところへ行って直接会って、社長さんの意向を体して動いている、と。そうになると、やはり弱くなってしまいます。今度は監査委員会そのものの独立性が問題じゃないか、というふうなことを話題にしておりました。

2番目に「不正行為と会計士の責任問題」について。これはもう、ステートメントの16号と17号で日本の雑誌にも紹介されておりますので、読まれた方も相当あると思われる。

まず不法行為については、本来これは会計士には直接の責任はなくて、刑事事件であります。会計士は捜査権も持っていないわけですから、そこには限界があるということは認めながらも、しかしエキスパートであり、専門家としての正当な注意をしていればある程度のもは発見できるだろうし、また発見した場合に、もちろん刑事ではありませんし、直接行動をとるわけではありませんが、法律関係の弁護士の人と話し合うとか、いろいろな手はとり得るだろう。あるいは不正についても、内部牽制制度そのものがよければそれをチェックできるわけです。内部牽制制度を、改めて会計士の立場からチェックするというふうに、そういうことがステートメントの中で話題になって

いました。

もう一つ、これはテンタテブですが、暫定意見書というものが出されまして、最終的なものじゃないんですが、会計士の責任問題を、相当具体的にとりあげています。それに対する批判論文が幾つか出されております。すなわち余り責任を重視するといってもやはりそこには限界があるんだと。組織上の限界、あるいは性格上の限界。会計士監査はあくまで、不法とか不正行為を直接の担当にするんじゃないで、真実の財務諸表か否か、あるいは財務諸表が真実の財政状態及び経営成績を表示しているか否かについての意見を表明すること。そのこと自体に責任があるんだというふうな角度からスタンフォード大学での論文——ある2人の教授の論文——なども展開されております。

さらに「職域拡大の問題」として、先ほどちょっと触れましたけれども、ニューヨーク州の財政が破綻状態であるというふうなことで、かねがね日本にも紹介されている問題ですが、これをどう扱うか。トウシュ・ロスの会計事務所でも、コンサルタント業務として相当タッチされておったようですが、最終的にはピート・マーウィック事務所が中心となって、従業員200人以下の会計事務所が相当集まって協同監査という形で、約1年かかって大々的な監査をすることになりました。ニューヨーク・タイムズにしょっちゅう名前が出るでしょうなどと言っておりましたけれども、そういう市の行政に関する監査問題。地方・中央政府、公共企業体、とにかくお金の動くところには常に第三者の、専門家の立場からの監査が必要だということが、常に認識されてるわけでありまして。

学校法人などを初めとして、日本はちょうど経常費補助とうまくタイアップして監査されていますけれども、ハーバード大学の、会計処理についても見てみましたら、クーパーズ・アンド・ライブラントの監査がなされてまして、若干、意見を限定されていました。これを私の雑誌論文で引用

しようとしたんですが、両方の承認を取ってほしいわれ、しかも監査人は慶応を出られた人でしたが、両方の承認を取るのはめんどろなことから引用は書きませんでした。問題になったのはたとえば、土地など寄付されてるものですから、寄付されたのは帳簿価格がみんなゼロにされている。また900万冊もあるという本も全部帳簿価格ゼロとかで、これは消耗品で処理してしまっています。これで果して財政状態を表示しているかということ、やはり問題だと思います。FASBの、今度始まった一つの委員会のチェアマンになったアンソニーのところへ行きましたら、「いやもう、ハーバードの方式にはおかしな部分がある」などと言って逃げ腰でしたけれども、あなたは相談を受けたのかと聞くと「全然、相談を受けなかった」と申していました。やはり向こうでも問題になっていまして、学校会計はなかなかむずかしい問題をもっています。

ところでアンソニーのまとめていますのは、マネージメントの角度からの非営利法人の会計システムで、主として資金会計という立場からの研究です。「ことしの夏ごろには結論が出るでしょう」と申してましたが、まだ雑誌には出ておらないようです。

以上、アメリカの方は期間も長かったので、重点的に取り上げましたが、アメリカについては、むしろ私の方が先生方から教わらなくてはいけなほど、日本との直接の関係が強いわけでありませうけれども、一応この程度にいたします。

II カナダの事情

きょうもちょうど慶応の商学会で、私も数年ぶりで研究発表いたしました。これはカナダの企業会計の側面を、たとえばインフレーション会計とか、あるいは連結会計とか、あるいはセグメント別の会計情報など、そういう側面についてアンケート調査してきたのを学校で発表しましたんです

が、ここでは監査というふうな側面から、以下、そのレジメに書きましたようなことについて触れてみたいと思います。

一. 「その特徴」

その特徴としましては、カナダのそれは英米方式の混合形態であるというふうに日本にも紹介されております。1949年まではイギリスの司法権がカナダを支配しておったわけで、49年以降、完全な独立と言われているんですが、現在でも関連が強いわけです。もともと、大英帝国の植民地第1号という国であったわけですが、相当影響しておりますので、会計士そのものも勅許会計士という名称です。アメリカのそれと同一の名称の公認会計士は、10年前には200人ぐらいだったんですが、もう消えてしましまして、公認会計士は勅許会計士の中に吸収されて、現在約2万5,000人の勅許会計士がおります。そこで現業で活躍しているのは、大体1万3,000人ぐらいという統計数値があります。そこでの監査は、やはりイギリス方式とアメリカ方式の混合形態をなしているといえますか、商法監査の中にも会計士監査が取り入れられています。そこでは必ずしも公認会計士あるいは勅許会計士でなければならないとは書いてありませんが、最近では上場会社についてはほとんど慣行上、勅許会計士であるといわれています。

それから、盛んに独立運動をしております。ケベック州あたりでは、会計士の試験もフランス語でなければ受けられないといい、フランス人が圧倒的に多いケベック州あたりでは、必ず勅許会計士でなければならないというふうに法定しているそういう州もあります。

カナダでは10の連邦と二つの特別区で、やはり地方自治が非常に強いものですから、各州ごとの法律を持っている。証券取引法という連邦の——SECのようなものはありませんが、各州ごとに取引所——各州ごとと言うとちょっと言い過ぎですが——多くの州には取引所がありまして、そこ

では勅許会計士の監査がなされています。いわば二重監査の面がありますけれども、もちろん上場会社については勅許会計士が入っておりますから、そこはスッキリしているわけです。

中小企業の会社組織の場合には会計士でない監査人もいるわけですが、最近の動きとしては、それが漸次アメリカ方式になりつつある。アメリカの会計士によりますと、「カナダは一つの州」ぐらいに考えたいようですが、カナダの人はそう言うのと非常に抵抗しまして、「独立国なのだ」と主張しています。そういうアメリカの考え方が強いせい——ケベック州の独立運動などが根強くあるようでした、1980年ごろの住民投票がその決め手であるというふうに言われておりましたけれども、研究会もしょっちゅう一緒にやっております、監査基準についてもアメリカ方式が導入される方向です。スポーツも一緒にしたり、あるいは貨幣の側面でも、ドルが流通しているわけですが、コインになるとエリザベス女王がいるということで、まさに混合形態と見られます。

二. 「カナダの会計事情」

カナダの会計事情として、まず第一に連結納税制度はありません。連結財務諸表制度は当然、会社法でも要請されてるんですが、納税制度では認められていません。

それから、たとえばリース会計については不完全である。いろいろな文献を見ますと、また意識としては、会計士のアンケート調査などでも、当然キャピタリゼーションすべきであると。実質主義から、いわゆる売却に相当するような長期の、特別な条件に合うものはキャピタリゼーションをすべきである、という意見が強く出されております。

なお、開発費の繰り延べなどについては、たとえばFASBのナンバー2では、「アメリカにおいては、繰り延べは一切認めない」というふうなことを述べておりますが、日本におけると同様、

これはカナダでも相当問題になっております。E D上は、繰り延べも認めるという考え方が強く出ておりまして、実務でも繰り延べられていますし、これはどうあるべきか、しょっちゅう問題にしてみました。

それから株式配当について。現金配当に対立する意味での株式配当、これは日本におけると同じように、利益配当として処理されている。すなわち、カナダの特有の会計問題を見ていきますと、ことにアメリカと違う処理ないし制度はほとんど日本のそれと同じ処理なのが注目されます。したがって、一方ではアメリカには少し進歩し過ぎているというふうな問題もあるのではないか。ということは、国際会計基準の設定に当たってもそこらが配慮されるべきではないか、という意見が出されるかと思えます。

三. 「会計士の事情」

会計士の事情としては、イギリス的な勅許会計士制度ということで、勅許——国王が承認するというふうな考え方があるようです。なかなか厳しい試験制度でありましたが、最近では試験制度も変えられまして、従来の予備試験、中間試験、本試験——最終試験ともいいますが——という3本建て試験から、1回の試験に変わりました。これには1975年あたりに勸告書が出ました。合格率は65%ぐらいと結構高いんですが、若干問題になりますのは、「3年の経験を要する」ということであります。日本人の合格者がいるかと聞いたんですが、オンタリオ州のトロントでは一人もいないと言っていました。イギリスへ行ったところカナダには日本人が受かっている、と言うので、いろいろ調べてみたら、CA——チャータード・アカウンタントとしての勅許会計士制度のほかに、CGAですか、カナダの一般会計士などという、管理会計士の別のグループもあるので、そういうのに受かっている人はおられるようです。「日本人は、なかなかむずかしいでしょう。3年の経験

が問題でしょう」と申しましたが、合格率そのものは相当高いようです。

現在、会員は大体2万5,000人、そのうち実際に開業しているのは1万3,000人ぐらいですが、カナダの人口そのものが2,200万ぐらいですから日本の5分の1ぐらい。ただし面積は日本の28倍、アメリカの26倍よりも広いし、森林資源を初め、工業の資源は非常に豊富ですから、その開発について日本にも期待する向きもあるようです。日本の企業も、幾つか進出していました。トロントあたりは、日本の食堂も11軒もあると言われるぐらいで、町を歩いていても、ときどき日本人に会うというようなところもありました。

四. 「カナダの商法監査の特徴」

これは先ほどちょっと触れましたけれども、監査役は1名以上置かなくてはいけないのですが、必ずしも勅許会計士であることは法定されていません。そこらに、イギリス方式との違いがあるのですが、ケベック州の監査役は必ず勅許会計士でなければならないとされ、いわば州の自主性に任されています。ただし、先ほどちょっと触れましたように、最近のデータによりますと、上場会社はほとんど勅許会計士が監査役になっているということで、スムーズに行われているようです。すなわち慣行上、多くのところでは、監査役は大部分勅許会計士であります。

若干注目されますのは、1965年の商法改正で、従来ありましたイギリス式、即ち1934年の、女王陛下のサインした会社法が65年に大幅に変わっているのですが、そのときに、イギリス法の中のスケジュールにありました詳細なディスクロージャーの規定が削除されてしまった。その根拠は、聞くところによると、最近アメリカ方式がどんどん入ってくる。それだけじゃなくて、国際会計基準などもそれだけ受け入れやすくする、そういう意味での動向であると言っておられました。

確かに、わが国あるいはドイツにおけるように、

法治国として商法の中に細かな規定を設けてしまいますと、国際会計基準等との対応の仕方が非常に困難であるというふうな側面からいいますと、これは一つの賢明な方法かと、そこでは感じた次第です。

一方最近の、1975年の連邦全体のモデル・アクトとして、事業会社法というのができたんです。監査委員会の設置等の規定も結構入っておりまして、監査委員会を設けなければならないとし、アメリカ方式への対応に努力されているように認められます。

Ⅲ イギリスの事情

3番目に、「イギリスの事情」と題しまして触れてみますが、イギリス以下には余り長くおりませんでしたので、短い時間で触れたいと思います。

一. 「総論」

イギリスに行って若干感じましたのは、どうも日本を誤解している向きが多くて、日立製作所もイギリスへ行くのは労働力の面でマイナスになるとかで、失業をむしろ促進するなどという誤解がありまして、とうとう見合わせてしまったというケースもあるようです。

あそこのフィナンシャル・タイムズでは、1日に3カ所ぐらい、日本のことにふれているときがある。あるところでは、福田さんがとうとう外貨保有高についての約束に違反したとか、あるいはECが日本に対して、自動車の輸出を抑えるように要求したのを、リジェクトした、拒否したというふうな書き方で、なかなか厳しい書き方です。新聞を見ていますと、どうしてこんなに強く書くのかと思うぐらいですが、どうも、ちょっとシビアな、日本に対する評価がなされているようです。

一方、日本人はお金を持っている。食堂へ行っても、どこへ行ってもチップをよく払うので、イギリス人は疎外されてしまうという。チップをはずまないものですから無視されて、日本人の方ば

かり大切にされる、というんで、「日本人は行き過ぎだ」という批判もされているようですが、なかなかむずかしい国です。

私の経験でも、ちょうど消防署が8週間ぐらいストライキをやっていました。火事になったらどうするんだと聞くと、「軍隊が出てくる、アーミーが出てくるから、いいじゃないか」と言っていました。それでもやはり、アーミーの方は消防ほど機動力はないわけで、その8週間の間に2人の子供が火事で犠牲になりまして、やはり子を持つ親として、とてもストライキなんかやっておれないということでそれを契機として、やっとストライキが終ったような次第でした。

銀行へ行ってもまず覚悟していなければいけないんですが、日本人は大体胃が痛くなってきます。日本のようにサービスがよくないんで「お客様は神様」なんて考え方は毛頭ないわけです。お客さんは自分の賃金を得るための手段、としか考えていないような向きで、ときどき会った日本人学校の校長先生、とうとう胃を痛くして、日本へ帰ってしまいました。 「手術しなければならない」と言っていました。とにかく、ドルを出してポンドにかえてもらおうとすると、計算が済んだらすぐ、そのお金をこっちへ渡せばいいのに、また自分の別の仕事を始めるわけです。こっちへお金をよこしてしまうと次の人の仕事をしてやらなければいけないためか、絶えず別の仕事を始めるんです。見るとイライラするんですが、いつも15分は覚悟で銀行へ行っていれば問題はないんですけれども。

それはともかく、イギリスの事情に入ります。

二. 「イギリスの会計士事情」

そこにも幾つか、細々したものを書いておきましたが、10年前と変わった点としては、会計士の人数がどんどんふえているという実情です。会計士の多いことはアメリカが一番で、約17万か18万ですが、イギリスは、なかなか協会の合同ができ

ない。日本によく紹介されます、皆さんもよく文献で見られている、イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会、これは10年前には4万750人でしたが、現在6万370人。スコットランド会計士協会の方は当時7,600人ですが、現在9,463人。それからアイルランド会計士協会の方は、1,800人が現在3,200人。そのほかに公認会計士協会というのがありまして、1万1,300人が現在1万7,000人です。合計で、昔は6万1,000人だったのが、いまは10万近くになっています。そして、それぞれ別個に試験を行っています。協会は何回か合同しようとして動くんですけども階層別な考え方があるんですか、会計士協会よりうちの方すなわち勅許会計士協会の方が権威があるんだ、というわけで統一できない。とにかく、差別意識といいますか、一部の人でしょうが、差を設けたいらしいのです。一括合同化することはむずかしいようですけれども、会計士業界は、どんどん伸びているという動向がみられます。

ところでパートナーシップ・ローという法があって、日下部教授の調査では、10年前にはパートナーは20人しか認められない。それが、67年の法律改正ですけれども、会計士とか弁護士の業務については削除になりました。したがって、現在はパートナーが非常にふえております。たとえばプライス・ウォーターハウスは、従業員は10年前には600人だったんですが、現在は2,300人、パートナーは106人という次第です。

なお会社の数については、まずパブリック・カンパニー、これは日本で言うなら株式会社でしょうが、1万6,271社というのが10年前の数字ですが、現在これはふえていないようです。ただ、当時の上場会社の数値はわからないんですけども現在、全体としては3,800社ぐらい上場しておりました。それ以外に、ロンドン証券取引所では2,117社。そのほかにプライベート・カンパニー、日本で言うところの有限会社、これが10年前には49万社

ぐらいでしたが、いまは67万社で、こちらの方が非常に数がふえているようです。ただ、有限会社は全般的に、公認会計士監査、勅許会計士の監査の対象ではなく、特免会社には特例が定められ、また商務省の認可された特別の人は会計士でなくとも監査役になる道があります。

それから、「コモン・ロー・システム」をみまですにイギリスの1948年の会社法がプリンシパルといわれ、いまでも基本法になっています。その後67年と76年の2回にわたって部分的な改正がなされていますけれども、1948年法が基本法であります。

その会社法ではスケジュールとして、財務諸表に関する形式についてある程度規定しておりますが、細かな評価方式については、規定していません。したがって、インフレーションのときの、いわゆる取りかえ時価の監査は勿論、取りかえ原価による評価法も商法違反ではない、会社法違反ではないと解されております。

つぎに「国際会計基準、EC内の調和化」。私はイングランド・アンド・ウェールズの勅許会計士協会にたびたび参りましたが、そこでは、各部門ごとにディレクターという人がいまして、この人は大きな事務所の、監査会社のパートナーであったベテランの人で、5年から6年、フルタイムのディレクターとして働いておりました。たとえば連結の主査というふうな地位で研究しておりました。そして会計基準の作成に参画しているわけですから、非常に熱心ですね。あるベテランは、最近ではECの中において、統一会計システムとまでは言わないけれども、ハーモニゼーション——調和化を図るんだと頑張っていました。調和化とは、緩やかであり、緩やか過ぎて困る面もあるわけですが、ECの中においても、会社法そのものの統一はむずかしいといい、2、3の弾力的な配慮をしながら基本的には調和化していくんだということで、進めておりました。ECには、イギリ

スは後から入っていったはずですがけれども、先頭に立って非常に精力的に努力しております。

「イギリスの会計士の事情」といたしまして、三つの勅許会計士協会——先ほど触れましたが一それと公認会計士協会。そこには階層化の問題があると言いましたが、なぜ統一ができないのか。いろいろ追求していきますと、公認会計士協会は試験等がやさしいのが問題のようです。そちらの方には、たとえば東洋人の学生会員が相当おり、また日本人も数人おるようですが、しかし勅許会計士協会はレベルが高いんだというふうなことをときどき話題にしていました。いわゆる昔のイレブンス試験ですか、イギリスの場合には、11歳のときの試験に基づいて人生が大きく二つに分かれてしまう。そういう意味では、日本の方がよほど自由であり、よほど民主的だと思われまされどもこの国では、イレブンス試験で人生の岐路を決めてしまうと言われてます。最近は大分これが修正されまして、森島教授の本の中にもありますように検定試験——国家試験によって、11歳以後も何回かのチャンスを利用して変わることがあり得るようになりつつあります。また大学の入試においても、高等学校の国家試験に受かっていけば余り順調なコースでなくても幾つかの多岐にわたる系列から入学できる道が配慮されるようになりました。

10年前の日下部教授の調査では、オックスフォードやケンブリッジの卒業生は会計士にはなろうとしないようだなどと書いておりますけれども、最近はそのでもないようです。アメリカにおけると同じように、結構「私はオックスフォードを出たんだ」ということを誇りにした会計士もおります。オックスフォード大出身のある人が勅許会計士協会の試験部門のディレクターをやってまして、「私は3回試験に落ちて最はや受験資格がなくなった」といわれていました。イギリスでは試験に3年落ちると、もう試験を受けられない

システムです。日本のように何十回やったっていいというのとは違っていて、そこでも階層化の考えがあるのか、あるいはもはや能力がないとみなされるのか、「私は3回受けて、ダメだったが」と言っていました。しかし、「私は、オックスフォードを出たんだ」と誇りにしておりました。そこらは、日本の制度の方がいいのかなとも思いますけれども、試験制度そのものは相当簡素化しています。日下部さんの調査では見習い徒弟制度が厳しく、差別も浸透している、と言われておりますけれども、これもうんと簡素化をいたしまして、いまは見習い制度——いわゆるアーティクル・クラークという制度はなくなりまして研修生制度です。学校を出て二つのコースがありますけれども、学校を出ない場合には、経験がうんとあると大学出と同じく扱う。あるところでは15年というのがありました。15年の経験で大卒と同じに扱うわけです。いまの制度は基礎試験と最終試験に分かれており、基礎試験は大学を出ていれば免除されます。最終試験はまたIとIIに分かれ、経験の3年は前提としてありますけれども、ともあれ、各国とも試験制度などはいろいろ改正しているようです。パートナー法の改正については、先ほど触れましたけれども、20人の限度にこだわらずにいまは100人から200人と相当たくさんおられるところもあります。

三、「監査法人の巨大化」

さて、イギリスにおいては、次に出てくる「監査法人の巨大化」の問題があります。これが倫理規定との関連なのですが、広告してはならないとか、あるいは歩合制度でもって報酬を決めてはならないとか、いろいろ倫理規定はありますが、そのほかに若干おもしろかったのは、「収入基準の15%基準」というのがあり問題なのです。これは一つの重要性の原則かもしれませんが、あるクライアントのところから収入を受けて余りこれに依存しては独立性の点からよくない。ある特定の得

意先からの収入がその監査法人、または会計士個人の収入の15%を超してはならない。そうすると、この間、新聞で問題になりました粉飾例のところのように、100%の収入であれば税理士業務だけだということになると、そのところで「ノー」と言われたら食いつぶれてしまうということがあるわけで、独立性がなくなってしまうんだと、そこから15%基準が出ていてと解されます。そうすると、1人の人が4件の得意先を持っていたんではだめですから、7件以上持たなくてはいけないということになるわけで、1人や2人の監査人ではとても——日本の法人は5人以上ですけれども——5人や6人では無理ですから、どんどん合併されるというのが近年の特徴なのです。この問題はちょうど「イギリスにおける監査法人の合併」というテーマで大きく取り上げられまして、わたくしがプライス・ウォーターハウスのシニアパートナーと会ったときにそれを問題にしたら、「あなたはいいところに気がついた」と喜んでいました。フィナンシャル・タイムズで7~8行にわたって、当日の記事として出ていたんですけども、この基準のために中堅規模の法人がどんどん合併せざるを得なかった。合併することによって15%基準に対応できる。だから若干矛盾するような問題が提起されることもあります。大きくなったから行き過ぎだというので、アメリカではビッグ8がやり玉に上がっているわけです。ところが大きくならなければ独立性がない。大きくなり過ぎたから独立性がない……。もっとも、大きくなったのはコンサルタント業務をやっているから独立性がないとも解され、ディメンションは少し違うかもしれませんがそういう意味で最近のイギリスの監査法人の歴史は、監査法人の合併の歴史であるとも言われております。大きなところは独立性を維持するためにどんどん大きくならざるを得ない。——そのような新聞記事が出ておりました。

なお、多国籍といいますが、監査法人も多国籍化するものが多い。デロイト・ハスキンス・セルズ社では57か国261か所に事務所があると言っていました。多国籍法人としてのトップのあり方も多様です。皆さんの方が専門的に御存じかと思えますけれども、あるところでは、たとえばプライス・ウォーターハウスは「この事務所にはインターナショナルのコミッティーがあって、このロンドンが中心だ」などといっていました。アーサー・アンダーセンの会社のようにスイスに国際本部のあるものもある。国際本部といえどもほとんど委員会組織で、委員会しかないというふうな形のものもあります。ニューヨークに本部のあるところもある。いろいろの形のインターナショナル監査法人がありました。また、最近では日本に対して食指を動かしている事務所も、多いようです。私がドイツへ行ったとき、大きな監査法人をみつけますと、そこへ電話をかけて自己紹介をして、飛び込んでいってインタビューをするというようなことをやってみたのですが、あるところで、電話で予約をとっておいたのを、間違えて他の事務所に飛び込んだのもありますけれども、いいところへ日本人が来たというわけか、つかまえられるまして、ついでには日本の会計事務所を紹介してくれなどと変なことになっていったケースもありました。(笑い) 韓国の地図にまで旗が立っているのということから、日本にはランチとまではいかないとしても、どこかと提携をしたいということです。そこへ日本の監査法人のビッグ20をメモしてあげましたら、早速電話がかかってきたこともありました。

アメリカの方では省略いたしました。ソーシャル・レスポンシビリティ——社会的責任会計も問題とされています。アプツという会社があり、それはコンサルタントの会社なんです。10年前に70人のコンサルタントで始めたのが、いますでに700人を越して成長している会社です。当社

にインタビューに——行きましたら、このアプツという人はドイツ人血統のドクターで、なかなか勉強家でしたけれども、最初、秘書の話では数分間という約束だったのに、日本人ならばというわけか1時間以上も離さない。次のお客さんは相当待たされたようですが、いろいろ話していったら結局日本にランチをつくりたい意向で一肌脱がないかという様子。——私は学者ですからと逃げたんですが、(笑い)やはりそこでも日本をあてにされたようです。関西電力とか三菱重工へ行って講演したことが本に書いてありましたけれどもやはり日本がこれだけ経済力が伸びてくると、あちこちであてにされているというふうなことでありました。あちらこちらへ行って名刺をばらまいてきましたので、そのうち皆さんの方へ訪ねてきましたらよろしく願いいたします。私も最初名刺を100枚持っていきまして、ハーバードで夏休み中の大学院の若い連中が、とにかく数年以内には日本へ行きたいとかで名刺を取られちゃってすぐ足らなくなって……。アメリカ人は余り名刺を使わないと聞いていたもので100枚しか持っていかなかったんですが、200枚刷っても、それもヨーロッパを含めてみんななくなって……。息子に「君の時代だから、来たら接待してくれ」などと申しているのですが、とにかく日本に対する関心が非常に強いのは驚きです。

そんな余計なことを申していると、時間がなくなり、半分もいかないうちに終わってしまうと申訳ないので話を進めます。

私、たくさんメモを用意してきたんですが、メモを読んでいるととても終わらないんで、(笑い)結局メモを見ないで訥弁でやっていますので、はなはだお聞き苦しいと思い恐縮です。学校の授業のつもりでたくさんメモしましたので、資料だけは豊富にあるんですが、ほとんど見ている余裕がありません。こんなに時間がたつのにまだ3分の1もいっていないような状態です。

四. 「会社法における監査制度」

監査役は必ず、レジュメに書いてあるこの「必ず」という文字は削除していただくとありがたいところですよ。ある文献では「四つの会計士協会のメンバーでなければ」と書いてあるのですが、商務省で認可された者は特例で、「必ずしも会計士協会のメンバーでなくてもいい」という法文がありますので訂正します。この特例はこの制度をつくったときの既得権で認められたもので、外国の事例でも——そういうふうな特例を認めていますので、御訂正願うといたしまして、しかし原則はことに最近はまだ既得権の人はふえませんが、原則は会計士協会のメンバーでなければならないということです。すなわちアメリカ方式とは根本的に異なって、監査役は必ず会計士であるというたてまえです。任期は1年で、再選が原則で、自動的に行われます。退任については、本人が不本意の場合にはやめさせられないという見地の保護規定がありまして、いわば独立性を側面から確保するような配慮がなされているわけです。

つぎに「監査報告の改訂と短文監査報告のこと」。この間、「会計ジャーナル」の座談会の記事を読みまして、あるイギリス人は「うちは世界一短かい監査報告書だ」といわれていますが、1967年の会社法改正のときに、原則として「1948年並びに1967年の会社法に基づいて財務諸表が作成されている」というふうな書けばいい。例外のケースはいろいろあるんですけども、原則としてはそのような監査報告書でいいということになります。非常に簡単です……。一方、ドイツとかフランスのそれは必ずしもそうでない。それぞれ各国の事情があるわけです。

五. 「イギリス監査の特徴と動向」

やはりここにも国際化の兆しがいろいろな形で見えています。たとえば従来イギリスは精細監査で、しかも帳簿監査であった。いまでも会計士の人たちに会って聞いてみますと、一々現金出納簿

から仕訳帳までつくっている会社があり、そして一つ一つ全部チェックするという場合もあるそうです。相当に巨額な監査料金であって驚いたんですが、粗利益を相当持っていかれるケースでした。それが当然だというふうに考えているとのことでレアケースであるようです。しかし精査はレアケースで、一般的には精細監査から試査に移ったといわれていますが、これは企業の巨大化にも対応しているわけです。

「帳簿監査から事実との照合」これはアメリカの考え方で、「立会とか確認」方式についてはこれも採用せざるを得なくなっている。アメリカの場合とは若干ニュアンスは違いますが、アメリカでは実施可能にして合理的な場合には立会や確認を省略できないのに対して、イギリスでは重要である場合、あるいは必要と認めた場合は、というように若干その歴史的な背景があるとはいえ、最近では相当強くなっています。ここに至るまでに内部統制——インターナル・チェックシステムがよいかどうか照合することとし、スムーズに立会、確認を要請していなかったんですが、最近では、立会並びに確認がむしろ基本的な方式だというふうな監査手続になっております。

「取引所の監査ではIASBの国際会計基準を尊重する」問題。取引所自体では、資格ある人の監査は当然商法監査と一貫しているわけで、特にこれは明文をもって規定していないのですけれども、そこではあえて国際会計基準を支持する、またそれと離反していたならば、そのことを監査意見書の中に書きなさいということを理事会で決定しております。ディスクロージャー方式は若干違うんですけれども、このことはドイツの場合も同じですが、登録する場合には、株主へのアニュアルレポートのものと同じものでなければならないという規定があります。

「商法規定の尊重、コモン・ロー方式の理念」これはインフレ会計の場合に相当問題になりました

たが、結局モーペスの案では、日本の雑誌にも紹介されていますように、サンデランズレポートどおり、従来の一般購買力変動会計からリプレースメントコスト、いわゆる取替時価に考え方が変わりました。この論争のポイントは結局、平均がどうであれ、一般購買力というのは貨幣価値の変動に基づいているわけですから、それは平均値を意味しているにすぎない。ところが鉄鋼業の指数とか、あるいは石炭の指数、それらの個別の指数は平均のとおり動くわけではない、と。インフレーション会計が資本維持にあるならば、当然個別を考えなくてはいけないというわけで、平均的な一般購買力変動会計は無視されることになってしまった。くしくもアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、5カ国とも1975年から76年で大転換をするわけですが、その考え方でいきますと、コストベースから離れてしまう。昨年の秋、イギリスの会計士協会の特別総会が開かれまして、とうとうモーペスの案がひっくり返って無効になってしまったという事件がありました。モーペス氏にも会いましたが、なかなか積極的な人で、インフレ会計はいずれそうなります。リプレースメント・コストになるんだけれども、しばらくはハイドの暫定案でゆくようです。オックスフォード大学の会計学主任教授のハイド氏のことですがジルキ・アンド・ハイドみたいなことを新聞がもじって書いていましたが、ところがモーペスの方はこの人はドクターではないんですけれども、こちらの方が理論的なんです。ハイド氏の方はSECのインフレーション会計と同じように非常に簡素化の方式です。そして「ドクター・モーペスとミスター・ハイド」という見出しで逆に書いてありましたが、結局簡素化の方が、精細な理論的なモーペス案に取ってかわったということです。しかしモーペス氏は張り切っておりまして、いずれそうなるということでもって確信を持って、まだがんばっているようです。問

題は、アメリカにおけるようにセーフハーバー、監査の対象ではないけれども、しかし10Kフォームのようにサプリメンタル・ステートメントで出すのならばいいという考え方、それならばイギリスでもOKという会計士が多いわけです。ハイド方式の方はそういう方向をとっているわけです。もう実施の過程に入っていますが、ところで、イギリスにおけるインフレーションはモーペス氏も言いますように、アメリカの事情とは異なり、インフレーションが激しいということです。そういう背景からしますと、附属明細書、サプリメンタル・ステートメントでは困るので、基本財務諸表の中に入ってこなくちゃいけないのだというふうなことで、いろいろ問題があるわけです。

IV 西ドイツの事情

一. 「会計士の事情」

西ドイツの方を急ぐことにいたしますが、この特徴は基本的に大陸法系をとっているということです。英米の人たちが集まると、わが国でも会計士が少ないと言いますけれども、ドイツの会計士は希少性人材といわれるぐらいに、社会的地位は非常に高いんだということを、誇りを持って言う人が多いのに驚きます。会計士の数は3,300人位、監査法人に入っている人は495人とかで合計して約3,800人しかいません。これは最近少し緩められているんですが、試験制度も厳格ですし、従来は経験が7年必要でした。2,3年前に修正されて経験は6年というふうに短縮されましたけれども、大学を終わってから6年の経験。それから、筆記試験、口述試験、それから自宅で論文を書かなくちゃいけない。しかも6年の経験のうち、4年間は会計事務所での監査を行うという、非常にシビアな、経験を前提としてまして、まさに少数精鋭主義です。ドイツでは法定監査システムは2本立てとなっておりまして、2本立てという意味は会計士と監査役の二本立ですが、それは商法規

定で統合されています。すなわち商法上の規定で株主のための制度として監査役と決算検査役との二つが統合され、後者の決算検査役には、厳格な試験を通過してきた経済検査人（ヴィルトシャフツプルーファー）か、または経済検査会社（ヴィルトシャフツプルーフングスゲゼルシャフト）が充当されることになっています。前者は個人で、後者は法人組織ですが、前に述べたように、この総員が4,000人足らずで、その人達が決算検査役になるのがドイツの特徴です。

試験制度の方は、「最年少者30歳」と書いてありますが、私は30歳で受かったというので非常に誇りをもって語っている人がありましたが、合格するのは平均35歳だといわれております。

二. 「商法上の決算監査人制度」

「監査役と決算監査人」、「商法上の決算監査人制度」のところに書いてありますが、いわゆる監査役というのは、主として業務監査を行います。業務監査だけではありませんけれども、2本立てになっていまして、決算監査役が行ったものをもう一度見るということです。ただ問題点は、決算検査役は短文式の監査報告書と長文式の監査報告書を書くのですが、長文式監査報告書は一般の人には、株主を含めて公示されない。見られないわけですが、それがまず取締役のところを通ずることになっており、したがって、取締役のところから自分の気に入るように直させられてしまう。それが問題だと言っていました。

「独立性の問題」については、過去3年間、その会社の役員、取締役や、あるいは従業員になってはならないというふうな、そういう意味の独立性の規定がなされておりました。

「監査報告書のシステム」としては、短文式と長文式の二本立で、普通いわゆるアニュアル・レポートに載ってくるのは短文式で、長文式の方は監査の概要を初めとして、能率に関する側面についての流動性とか収益性とか、そういう側面につい

でも相当細かく書いたもので、これは経営のために非常に役立つものだというふうな主張がなされておりました。

三. 「監査基準の改訂」

ドイツで国際的な側面から重視されるべきことは、監査基準が昨年改訂されたことです。特に問題になりますのは、これまでいろいろな文献ではドイツは立会や確認についてアメリカ式とは違うんだというふうなことが日本では紹介されていますが、この点が77年に改訂されたことです。大きな監査法人に行きますと、これは当然だといわれますが、アメリカのビッグ8がドイツにもどんどん入っておりまして、やはりビッグ8の影響があると認められます。

その立会、確認については、アメリカにおけるように、同じ文章ではありませんけれども、重要性の原則が少し出てきている点がちがいます。重要であると認める場合、相対的に言っても、あるいは絶対的に言っても、重要な場合にはそれをするしなければならない。したがって、最近のような状況のもとにおいては、たな卸し資産とか売掛債権の重要性から言っても、当然立会、確認をするものだというふうに解釈されております。

つぎに外国人の監査人の利用につきまして、やはり国際取引の増大が背景にあると考えられます。

「調書を作成する」。これは、しなければならないという形で改訂がなされておりますが、ここにもアメリカの監査の影響が、ドイツにおいても相当あるということです。しかし、ドイツの特徴は、ここではまだ十分書いてございません。「巨大事務所」、そこで触れたいと思っておったんですが、たとえば、トロイアルバイト社という会計事務所は州が全額出資している株式会社の監査法人ですが、従業員が1,200人という会社で、これはアメリカのビッグ8ではないというので、ある人は得々として語っておりましたものです。アメリカのビッグ8も、アーサー・ヤングとかアーサー

・アンダーソンとかクーパーズ・アンド・ライブラントもありましたが、そこでちょっと特徴的だったのは、パートナーの国籍です。ドイツ人があるところは17人、あるところは15人であるのに対し、アメリカ人のパートナーは2人か3人という実情です。なかなかそこらにドイツ人の気質があらわれているような感じを受けました。一方アーサー・ヤング社あたりは、各国でもそういう政策を取りつつあるんだ。日本においてもパートナーは、当該国の人の考え方と調和しなくてはいけないから、その国のパートナーはどんどんふやす方向でやりつつあるとも言っていました。このことはイタリーの事情などに比し若干特徴的です。

V フランスの事情

一. 「会計士の事情」

この国の制度は従来ドイツの影響がありまして、どちらかというとなら法体系は、ドイツ、フランスは同一系統であり、この法体系はベルギー、イタリア等にも影響しています。

まず第一に言えることは、ここでは、いわゆる公認会計士と、日本で言うならば士補部会のような、もう一つ、最終試験までいっていないグループの二つのグループがあります。前者のいわゆる専門会計士、日本で言う公認会計士に相当する者は3,700人、もう一つの方は6,290人というふうな統計数値があります。

「試験制度」は、この国でも経験を要するのですが、15年の経験が大卒にかわり得る。大卒でなくても15年経験すれば同じように扱うという規定がありました。大卒の場合には、3年の経験の後に試験ということで、ここでも口述、筆記試験です。ドイツより会計士の数は少し多いのですが、ドイツの場合には、毎年の合格者が大体100人から150人、フランスの場合にも、やはり最終的には、ドイツの3,300人よりも少し多いのですけれども、なかなか厳しい制度が貫かれています。

二. 「商法上の監査」

まず、「監査役と会計監査役の分離」、これはドイツと同じように、監査役は主として業務監査をするというところに特徴があって、ドイツの場合にちょっと触れるべきだったかもしれませんが、協同決定法とか経営組織法の場合には、いわゆる監査役会というのが非常に大きなウエートを占めておりまして、そこでは取締役の解任まで決定できる。選任から解任まで行方。しかも、労働組合の代表が、これは協同決定法の場合には2分の1でありましたが、最近の経営組織法の場合には3分の1が労働側の監査役で、3分の2が、いわゆる出資者側の監査役で構成されておりますが、これは、どちらかという、いわゆる会計士の職業専門家の監査の領域とは違いますので、少し順序が逆になって恐縮ですが、ドイツの場合の補足といたしておきます。

なお、フランスの場合は、ドイツの制度と非常に似ております。ドイツの場合、決算監査役と言われておりますが、こちらの場合には会計監査役と訳されます。会計監査役になる人は、リストに登録された人で、たてまえとしては、主流は職業会計士としての、ことに最終試験に合格した、いわゆる専門職業家、日本で言うならば、公認会計士の人が主流です。ただしフランスでは、政府の高官等の人々も従来登録されておまして、その登録されたリストの中から選ぶことになっております。なお、株式会社の数は、ほかの国より少し多くて、8万7,000社ぐらいあります。また有限会社は約12万社あります。

三. 「最近のソーシャル・オーディットの内容」

フランスにおける若干特徴的な事は、「最近のソーシャル・オーディット」です。これは、イギリスあるいはアメリカの雑誌において盛んに「フランスでは、とうとうソーシャル・オーディットを始めた」と、とりあげられていた課題です。従業員300人以上の会社のケースですが、経過措置とし

て750人、500人と下がってくるディスクロージャーシステムです。どうも会計学の本では盛んにソーシャル・オーディットと言われているのですけれども、ピラン・ソシアルというのですが、内容的には、従業員関係で人的資源会計という人もあります。ここでは「労働条件評価表」というふうに書いておきましたが、そういう翻訳が日本でも行われているようです。たとえば、工場の災害状況とか、あるいは疾病状況、あるいは従業員の採用状況とか平均賃金というデータが載っています。これを専門家が監査しなければならないと言っているものですから、職業会計士と結びつけている向きが多いんですが、将来の経営のソーシャルという側面が、あるいはこういうもので対象にするかもしれません。そういう意味で、アメリカやイギリスでは、「フランスがついに踏み切った」というふうな記事を書いているんですが、少し側面が違うようです。しかし将来の方向としては、それも予測されないことはないんですけれども、社会的責任会計というと、さらに公害問題とか、あるいは付加価値会計の問題とかというふうな側面も話題になろうかと思えます。

VI イタリアの事情

つぎに、「イタリアの事情」につきましては滞在した期間も短かったし、時間も短くなってきておりますので、ポイントだけにいたします。ちょうどモロ事件の直前でありましたが、イタリア人も実に親切で、資料集めは順調でした。ただ、インタビューは非常にむずかしくて、官庁などは午後1時になると閉まってしまって、朝行くと10時まであかないというふうなこともあって、いつ働いているのかと思いましたが、(笑い)非常に苦労して統計数値を集めた次第でした。

会計士としては、「Dottori」、これは、大卒の有資格者で約1万4,000人、そのうち開業している人は1万3,000人というデータもあるんですけ

れども、ビッグ8へ行って、いろいろ話題にしてみますと、「いや、厳密にやっているのは1,000人ぐらいだ」と言っていました。(笑い)しかもいいかげんな監査をしているとも言っていました……。

「Ragionier」この会員は6,321人で、これは高卒からなるシステムになっておりまして、「試験制度」は2本立てになっております。

「商法規定」の中で、監査役の定員について3人、または5人という規定がありまして、そして3人のうち1人は会計士でなければならない。5人のうち2人は会計士でなければならないという規定があります。すなわちフランス、ドイツとは少しニュアンスが違う意味の監査役と結びつけて会計士監査が定められています。

「上場会社」にはその次に書いてありますように、会計士の監査は必ず必要であるというふうな説明がなされています。なお、イタリアでは監査役の中が二つに分かれて、会計監査と業務監査が分離されているという特徴があります。

なお、「上場会社の監査」で、75年の改正と書いてありますが、厳密に言うとは74年の大統領の政令が75年に出ているのでありますが、そこでは監査法人について、なかなか厳しい規定がなされております。

ことに、外国事務所の取り扱いがなかなかシビアに改められたのが注目されます。といいますのは、ビッグ8、たとえばプライス・ウォーターハウス、あるいはピート・マーウィックの人たちとインタビューをして気がついたのですが、どうもアメリカ会計士の人がほとんどトップを占めて、8割方のパートナーがアメリカ人のようでした。アメリカ人は忙しいため、インタビュー場からいなくなるとイタリーの人をつかまえて、すべての道はローマに通じる考えはその後どうかとか、ルカ・パチオリはイタリア人じゃなかったかとか、あるいは三国同盟はどうしたんだなどと、私、日

本人としてハッパをかけたんですけれども、なかなかどうもアメリカ人が支配しているというふうな状態です。しかも、アメリカ人のいうところによると、イタリアには750社もアメリカの会社の子会社があるので、われわれは出て来ざるを得なかったんだなどと言っておりましたけれども、子会社が750社そのほかに投資している会社が4,000社もあると言っていました。会議所等へ行って文献を見てきたんですが、それらの事情に対応して、外国会社に対してなかなかシビアな姿勢がとられるようになりました。たとえば監査法人の場合、社長がイタリア人でなければならないとか、あるいはディレクターは3分の2はイタリア人でなければならないというふうな規定がなされて、これは具体的にどういうふうになるのか、ちょっとややこしくなるかもしれませんが、詳しいことはちょっと自信がありませんので……。とにかくフランスとかドイツはなかなかシビアで、自国の監査人を保護するというような姿勢がありありとあらわれるのですが、イタリアは、わが国の監査制度導入の最初のころの状態がいまでもなされているというふうな状態です。もっともイタリアは特異な政治事情があって、ソフィア・ローレンさえ他国へ逃げていっちゃうとか、(笑い)どうも物騒な側面があって、日本人は大体被害に遭っているようですが、私は幸い1月の末ごろの寒いときだったものですから、スリももっと暖かい所へ行ってしまったんだそうで、全然スリにも遭わないで、親切な待遇を受けてきた次第です。

VII ベルギーの事情

「ベルギー」と「フィンランド」については、なぜ選んだかという、先ほどもある人が「あそこらに会計があるんですか」などと言われていたが、先方の人が聞いたらはなはだ失礼だと言うかもしれません。(笑い)ベルギー、あるいはフィンランドでは、日本の国民所得より1人当た

りは高いのではないかと書いていたが、しかし、ベルギーは人口わずか1,000万人ですし、フィンランドは470万人ですから、そこにも書いてありますように、非常に少数者です。まず、ベルギーの会計士のことについて触れますと、昨年62名ぐらい受けて、受かったのは25人で、会計士の数を全部合わせて1,525人、上場会社は、ここは少し多いんです。国内会社が314社、外国会社が133社、合計447社とありますが、これはECの本部がある所がいわゆるブラッセルですか、それがベルギーの首都でもあるわけです。そこで、最近フランスあたりからこのベルギーへかわる会計士の人もおります。ちょうど連結に関係して会計士協会でも一緒に研究会をもちました藤沼会計士さんがブラッセルにおられまして、いろいろ話も伺いました。またECの本拠というふうなたてまえから、ブラッセル大学の会計学の先生も書いておりますが、従来はドイツ、フランス系統の商法規定であったんですが、最近はどうもアングロ・サクソン系に変わりつつあるという論文を書いておりました。というのは、ベルギーにECの本部があるものですから、ECから出されるディレクティブすなわち指令に対してなかなかナークラスです。とくに指令第4号が問題なのです。この指令4号は会社法を統一しようというもので、私の考えではイギリスで言われている調和化という概念が妥当だと思います。たとえばドイツ的な、会社の帳簿は正規の簿記の原則に基づいて作成されるべきだという規定の仕方に対し、イギリス的な、いわゆるトルー・アンド・フェアリー、真実にして公正なビュー——概観を、財務諸表が表示していなければならないという考え方が有力になりつつあります。いわゆる財務諸表によるディスクロージャーを重視する方向です。ディスクロージャーによって投資家を保護し、公益のために役立つんだと、それとの関係において会計士制度があるんだというふうな考え方がなりつつあります。

いうなれば、アングロ・サクソン系統へ、いまベルギーの会社法が変えられようとしている。最終案が出る前に、もう商法の改正案までつくってしまいましたところが、最終案がまた変わったというのであわてていましたけれども……。もちろん全般の会計慣行はおくれております。おくれておりますが、そういう動向をたどりつつあるわけです。

VIII フィンランドの事情

フィンランドも、たまたまハーバードにいたとき、寄宿舎の隣の部屋の人がフィンランドの学者で、「日本人はさっぱり来てくれない。観光客も来てくれないし、学者も来てくれない。ぜひ来てほしい」というので、フィンランドのヘルシンキユニバーシティへ行きましたところ、2日間、会計学系統の人を集めてくれ、ディスカッションの機会を設けてくれました。むしろ、こちらが聞くことが多かったんですが……。しかし、国民1人当たりの所得は比較的高く、学校の機械設備も非常にそろっていますし、校舎もりっぱでした。一建物がりっぱだからといっていいわけではないでしょうが……。

会計士の数は、全部を合わせても166人しかいない。これは、ことし受かった人を入れた総人数です。合格率は50%ぐらいだと言っていましたけれども、しかも5年の経験を要するという要件はきびしく、これがなかなか難関だと言っていました。

上場会社も全部で50社ですから、そういう意味では本当にささやかですが、「うちもしかし、鉱山業の資源が豊富なんだ、オイルも若干出るし、木材もあるんだ」と言っており経済的には豊かのようなのです。

行ったときがよほどことしのレコードをつかった寒い日だというわけで、どうして私、こんな寒い所へ来てしまったんだろうと……。(笑い)

とにかく、大きな帽子をかぶっていったんですけども、耳や鼻が痛くて、とてもそんな帽子ではだめだというので向こうで貸してくれました。ホテルなどは二重窓です。ただ、タクシーがつかまらないで、しかも寒くて弱ってしまったんですが、幸いにして遠くを見ましたら、ソニーとトヨタ自動車の広告塔が大きく見えまして、ここでも日本が頑張っているという感じで安心した次第です。イギリス人は、「日本人は、広告と宣伝で儲けてそしてポケットにみんなお金を入れちゃう」などというようなことで日本人を批判しているようです。

さて、フィンランドでは税務会計がまだ主流であるとのことでありました。投資家保護といいますが、まだ税金が高過ぎるというわけであります。ヒットラーに攻められ、ヒットラーが敗れると、すぐソ連が攻めてくるというようなわけで、外国からしょっちゅう攻められるものですから、国防費が非常にたくさんかかるので、法人の税金が高くて、約60%だと言っていました。そうすると、それに対応して、経営者のためにもまずもって税務会計を考えなくてはならないという状況のようです。20年ぐらい前の日本の状態と似ているような印象であります。たとえば、価格変動準備金に相当する——いわば、たな卸資産の引当金は50%もうけることができる。(笑い)日本は10%でも、会計士の方は、これは利益性のものだということで、問題だなどと言いましたら、「日本のインフレーションは何%だ」——「6%ぐらいだ」——「それじゃあ、そんなのは問題ではない」などと羨しがっていました。オイルショック以後インフレーションは激しいし、減価償却なども、自由償却制度であって、これはインフレーション会計のためにそうやっているんだと言っていました。文献でもそう書いてありますので、そういう意味であそこに会計があるんだろうかという、——その会計の意味を解釈すると、ごもっともな発言で

しよう。50%の価格変動準備金や自由償却制度が採用されている実務に対し、会計法規と監査については、なかなかいい案が出ていまして、それを実施しているのかと問いますと、あと2年後には実現するだろうとのこと。これは案の段階でありまして、その中には連結会計も入っている。それも2年後を目標に制度化化と言っております。

そこで、国際会計基準についてはどう思うか、私はそちらを研究していると言いましたら、そこへ至るには、わが国は四つの段階を経なければならない。なぜかといえば、まずスカンジナビア4国、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン等——スウェーデンは国民1人当たりの所得が非常に高いですし、日本よりちょっと長寿の国と言われるぐらい、また資源も豊富でこの国が一つの目標であり、スカンジナビア4国を通じて第一段階で調整したいとのこと。

私がフィンランドに行ったのは、一つには20年ぐらい前、ヘルシンキ・オリンピックで、日本人の村杜選手でしたか、長距離の競技で、フィンランドの背の高い3人の選手にどうしても勝てなかったのが頭に浮かんできたことにもよります。よほど大きな国かと思いましたが、人口470万で、スポーツだけは盛んな国とのこと。ところで会計制度は非常におくれております。そこで、第1段階としては、まずスカンジナビア諸国のレベルでの調和化を図る、その次にはECだ。ではECに入っているのかということ、実は加盟国ではなくオブザーバーだと言っていました。ECの制度のものに調整をして、その次には、近々3月にフランスで、ヨーロッパの会計士会議があって、そこでヨーロッパ全体の統一化をいま考えているんだ、「あなたは出ないか」と言われたんですが、日本へ帰らざるを得ないので間に合わなかったわけ。4番目の段階として国際会計基準ということが、わが国において開花するであろうと言っ

ておりました。

そういうふうな次第で、最後の方は非常に急ぎましたが、皆さんの貴重なお時間を拝借して、はなはだまとまりのないことをメモに基づいて述べました。こういう講演会では一つか二つ印象に残ればいいんだそうですけれども……。

最近における各国の事情からすれば、次から次へと国際基準の統一化の波が進んでいるということ、しかし一方、メモの下の方に書いた国では、たとえばドイツ、フランス等において会計士の数は非常に少ないなど。そこらに各国の特殊性があ

ることも指摘されます。あるいはカナダにおいては、国際化に関連して商法そのものの開示規定を簡素化してしまった動向とか、あるいはアメリカでのプラグマチズムの精神でどんどん変化ないしは進歩している実態、そういう実態について、少しでも印象に残り得ればと思います。これまで述べたことに関連して、御専門の立場から、まだ若干時間があるようなので、教えをいただければありがたいと思います。

—了—

